第２５号様式（第１５条関係）

|  |
| --- |
| 佐世保市公告第　　　　号佐世保市指令　　建築第　　　号建築基準法による命令の公告　　　（建築物・工作物）の所在地　　　　命令を受けた者の氏名この（建築物・工作物）は、著しく保安上（危険・有害）であると認めたので、建築基準法第１０条第３項の規定により　　　　　　　　　　　を命じた。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　佐世保市長　　　　　　　　　　　　　印　　　注　意　　　　　１　この標識を破損する等の行為を行った者は、刑法の規定により罰せられます。　　　　　２　この命令に違反した者は、建築基準法の規定により罰せられます。 |